

講 座 史 料

史學研究法(二四)……………小林秀雄譯
異國日記(十七)……………辻善之助校訂
民族學の文獻(完)……………岡田太郎

する。紀元一三五九年六月十八日附の文書の印章に「かのアウストリヤは帝國の盾を背し、また白衛の精神を有つてゐた。これが證人たるべき最初のものは皇帝フレデリックである。それを強固ならしむる爲にその文書を銀の圓に収めた」とある。

吾人は最初の書下しの時代がこれ成立時代と同時にであると想像せねばならない。實に吾人は正字法の特質から、また特に大權利狀に假定される憲法關係の性質から、既に紀元十四世紀の痕跡を認めねばならないと信じた。吾人は今コロロ四世の黃金文書の規定を精密に比較すると、その二三のものは大權利狀の二三のものと非常に類似の關係にあつて、かのものがこのものを考へ、またはこのものがかのものを考へて作られたに相違ないと思はれるのである。然し前者の場合は非常に多分らしくないから、吾人は後者の場合と假定せざるを得ず、而して大權利狀は黃金文書を考へて作られたもので、かくて紀元一三五六年後に作られたといふことになる。之によつて吾人はとにかく不確實ならざる假定を基礎として偽作の成立を大略紀元一三五六一一三五九年の時間に限る。この假定は非常な強みを有するが、また同時にかゝる偽作を爲すべき何等かの機會が當時多少存在して居つたかといふ問題を探索することによつて、偽作の證明は更に新なる援助を得る譯である。かくて吾人は當時のオーストリアの國法關係を回顧せねばならない。コロロ四世の黃金文書は紀元一三五六年に選帝侯の權利を憲法的に確定し、またこの際著しく擴張した——オーストリアは發出された十人に入つて居らない。ルードルフ四世公はコロロ四世の義子として皇帝が相續者を有せざる場合にドイツの王位に對する希望を有することに依つて調へられてゐるものと考へられ得る。然しこの期待は失敗した。紀元一三五八年にオーストリアに於ては、ルードルフ四世が位についてたのであるが、當時十九歳で、非常な野心的な青年であつて、自己の領土及び自己の支配の擴張の爲にはその金刀を用ひた。之は彼に偽作の權成を歸することを防ぐるものでなく、寧ろ絶ての事情が一致するのである。最初にバルツ・エルツヘルツォークなる稱號を附加し、また更に他の點に於て此時まで聞かれなかつた特權、殊に大權利狀に含まるゝ如き特權を利用したのは彼であり、この特權を初めて

重要な目的の爲に引用し、總ての大権利狀群を立派に寫し上げて、之によつて殆んど眞實なものとして保証せしめたのも彼である。吾人は彼がこの文書に非常に特別な重きを置き、またよく之を知つて居たこと、而してまた彼は權力並に計略を知らなかつた人ではないことを知るのである。かくして吾人は彼がこの權利狀僞作の眞本人であり、之に依つて彼がオーストリアに得そこれた選帝侯の特權及び他の期待の失敗の代りに、彼の家と自己の利益とを作らんとしたものであることは振ばれない。この假定によつては、總ての點に於てこの僞作が明白となる。殊に文書の現してゐる眞實な形も公爵の文庫に十分に管理されてゐるその時代の眞實な原物、無論小権利狀その物の模倣によりて非常に簡短に説明される。なほこの小権利狀及びその證明が眞物であるといふ反證を擧る。之は上に述べた僞作の證明によつて非常に容易なことで、そこでは原物の欠乏が僞作の爲の故意の消滅であることによつて不明瞭にされる。就中小権利狀の鑑定に際して、之が外的に、また内容的に總ての點に於てその時代關係に相當してゐることが示される所で、この鑑定は殊にフイツケルの上記の書に行はれてゐる。なほオーストリア史學研究會報告紀元一八八八年第九、第六三頁にあるエム・スタインヘルツのカロロ五世及びオーストリア權利狀 *F. Steinhilber, Karl IV. und die oesterreichischen Freiheitsbriefe* を参照するを要する。ウエー・エルメンのオーストリア公國に取つてフリーマロッカー一世の特許狀 *W. Erben, Das Privilegium Friedrichs I für das Herzogtum Oesterreich 1302* はその他の眞實な小権利狀に於ける竝入を指示せんと試みたものであるが、明白に排斥すべきものである。之についてはザビター財團法律史雜誌、ドイツ法律史の部、紀元一九〇四年卷二五第二五三頁にあるエム・タンダレのオーストリア小権利狀の眞實 *Al. Tangler, Die Echtheit des oesterreichischen Privilegium minus* を參考するを要する。

吾人は寫し得ると稱してゐるものゝ僞作の例として偽イシドール格 *Isenlo-Istorischen Dekrete* を擧げようとする。この作物は僞作された法王書翰を含むもので、實に教會法の史料の集であり、また全體としては「製作物」の史料種類に屬するものである。實に主として個々の書翰の鑑定が取扱はれ、また之によつて古文書鑑定の方法が利用されてゐる。このものの事件内容は明白である。紀元九世紀の半頃に西フランクの僧侶の裁判に際して彼等の傳來のものと共にイシドール・メルカトールの名を有する教會法が現れたのであるが、之は宗教會議の決議及び法王の訓令の古い集を含んで居つて、後者には新しい、半ば半分新しい若干の教會法的觀察及び法則があり、之が未決の訴訟の中に關係者から提出されたのである。相手は之について抗議をした。然し法王ニコラス一世は此等の訓令は彼の先人の完全な發言で、ローマの教會の文庫に保存されてゐたものであると宣言してこの新法を自分の都合好い様に適用した。かくて反抗は沈黙し、この集は一般効力を得、且つ法皇のプリマートの發展に多少の影響を與へたのである。宗教改革の時代に於て法皇のプリマートの位置の基礎が攻撃されるに至つて、内容上の理由からかの訓令の完全なる眞正について疑が生じ、長い間にその不眞を證明する幾多の理由が指示され、而して近來は方法的研究によつてその僞作たることを精密に検査し、發見するを得た。エル・ウエー・ドーフ *Erw. Doff* によつて紀元一八七四年に出版されたカトリック及びニバンデエリック教會法に關する裁判官の教本、第七版第八一頁にある概觀的敘述と完全な文獻報告を参照するを要する。紀元一八六三年發行のパウエル・ヒンシウス *Paul Hinschius* の偽イシドール格の考證的報告はこの研究の結果に合致してゐる。殊にイシドールの集を考證的に觀察すると、こゝに取除けて置く二三の他の文書を除いて、他の無数の法王の訓令狀の全部が形式上、また内容上疑はしいものであることに氣付く。此等の略百通の書翰を更に十分な鑑定の爲に取出すと、次の證明要件はその不正なることを明白にする。一、形式―此等の略百通は紀元一世紀から同八世紀までの種々な法王に關するものであるが、總てが同じ文體、殊に強い文典上の野趣を脱しない文體で書かれてゐる。さて吾人は一般と同様にかの世紀の間に法王朝の書方も非常に違つてゐたことを知て居り、また同じ法王の別に保存されてゐる確實な書物と比較すると常に精密に之が確定される。假令ば吾人が法王ダマヌスの書翰などは立派なラテン語で書かれた確實な眞實な

のが存在して居るのであつて、イシドール果の偽ダマスが曖昧の意味で「或ものを我々に爲すことを命ずる、或者を害すること」に僞正は服従して居らねばならぬ故、我々は實行した」といふ様には書かれ得ない。總ての書状がいつも同じ方法で殆んどそのまゝ、教父、教會法及び他の文學の八十種以上の造つた作物、半は漸く紀元九世紀に成立した作物から抜き出されたものであるといふことになる。之はかの時代にとつては大業に相違なく、僞作者は只に從屬的に起草した言ではなく、形式上僞作する場合にも内容的には出来るだけ現行の教會法及び教會的觀察を保持したものである。この補綴事業の證明は主としてヒンシウスがその存物に指示してゐる所であるが、他の保存されてゐる法王書翰が何等かゝる補綴方法を示さざることを別としても前代の法王が後世に現れた作物を利用することは不可能のことであるから、之は當然僞作の最有力な證明を供するものである。また形式的變更についても僞作たることが洩されてゐる。總ての書翰、殊に公式な種類のものの特質、式辭、日付等の一定の形式は明に全體としては相當不變のものであるが、然も長い間にはある變化を受くるものである。總ての時代に一般である形式に對し何等の矛盾を示さない爲に、この書翰の僞作者はその發展を精密に觀察し、また當然中古の精神と隔離せざるものを知つてゐなければならぬ。然し吾人はかゝる知識によつて真正な書翰には現れ得ない矛盾を發見するのである。吾はグレゴール大法王がその書翰の初に「神の從僕」といふ稱號を用ひてゐるのを知るのであるが、イシドール果の問題の書翰には只法王云々と稱してゐる。では若くは「世界の大神王」といふ稱號が現れて居り、之がまた所謂紀元二世紀の書翰たるものに見られるのである。吾人は法王が紀元四世紀の終頭まではその年のローマのコンスルによらずして、その書翰に日附を書くことを知つてゐるのであるが、問題となつてゐるイシドール書翰にはかくの如くに書いてゐる。僞作者は疑もなく之に依つて古いものであるといふ姿を呼び起さんと考へたのであるが、僞作者は昔法王が一般にコンスルによつて日附を書いたことを知つてゐたもの、その知識が十分でなくして、この記述法の時代的の限界を正當に考へず、かくて彼はそのコンスルの名をば法王書翰 *Litter Pontificales* から引用したことを示すほどに自己を曝露してゐる。この形式的要件が最徹底的に僞作を證明してゐるのであるが、明かに之には非常に深遠なる知識を必要とするので、之が爲に漸く最近の時代に至つて證明された譯である。二、この場合に於て内容的要件は非常に好都合である。この第二世紀の訓令を見ると、殊に西洋にあつても、教會組織がまだそこに假定される如き程度には構成されてゐない時代に、東洋に於てのみならず西洋に於ても僞正、市の大僧正、地方宗教會議が完全に組織されて居るのに遭遇する。之は非常な時代錯誤である。その上に總て此等の書翰は全く違つた原因から成立したものと思はれるのに、此等のものを通して、非常に明瞭な統一せる傾向が貫いてゐる。この中に談られてゐることは常に御定りの原則に關し、教會組織に於て、また世俗諸侯に對する僞正の位置に關し、長老の保護者及び避難所として最高の法廷たるローマ法王の位置に關するものである。この僞作は一定の目的を追求してゐるが、之は只この歴々接觸した關係に存し得る。——即ち吾人は僞作の傾向を追究したと思ふ。この追究がつけられ、同時に何時、何處で、又如何なる事情で僞作が初めて現れたかといふ疑問を投ずることによつて、この集が初めて現れた九世紀の半頃に於ける西フランク僧侶の關係について上に記した傾向の立派な説明が發見されるのである。只この上面フランク僧侶の如何なる深い範圍中を、或は如何なる人物を、僞作者と認むべきかについて研究者の意見が分れるのである。シーベルの史學雜誌紀元一八九〇年刊第六四卷の第二八及び紀元一八九二年刊第六八卷の第三二、グー・ルツの僞イシドール書翰の論出によつて、*Irta, Vebur die Heimat Isando-Jaldas Arinchen 1888* (ハイゲル及びグーニルトの出版にかゝる史的研究第十二卷)更にゲレンス會史學年報紀元一八九九年第二〇卷第四四一頁にあるハイ・ユム・ギートル H. M. Giehl の考證的論文を参照することを要する。プロタスタント神學及び教會字典 *Realencyklopädie für Protestant-Philologie und Kirche 1893* 第三版第二六五—三〇七頁にエー・セツケル *E. Seitz* が僞イシドールなる項目の下に全體の問題についての立派な概觀と大體な文献報告を與つてゐる。

小杜懸な總括的な偽作は紀元十二世紀の初に作られたウイナム・Uironeの教會の集が代表的のもので、*Annals*のプリヤードに對してウイナムのプリヤードの爲にせる紀元十二世紀から同十二世紀に至る偽作の法王書翰三十から成立してゐる。之についてはドイツ史料館書翰の部、紀元一八九二年刊卷三第八四頁のウエー・ダントラッハ W. Guntlachの文を参照するを要する。

若人はなほ方法的偽作證明の例として所謂コンスタンチン大帝の贈與狀を擧げる。之については、史學雜誌紀元一八九〇年卷二九第一九三頁にあるニー・リーニツロ E. Lietzの總括的論文、近くはドイツ教會法雜誌、紀元一九〇四年卷十四第一頁にあるニー・ライヤードのコンスタンチン及びビビンの贈與狀 E. Mayer, Die Schenkungen Konstantin und Pipinusを参照せよ。メロビス時代の最古の文書、殊にツールの僧正メルベッウス Merobaudesの紀元四七五年の遺言狀、今迄唯一の正眞のものとして考へられてゐたフロドゥイツロ一世の原文書並に近來紀元十七世紀の偽作と判つた法王安スタシウス二世がフロドゥイツロに送つた祝狀についてはフランス學士院古文書部圖書雜誌紀元一八八五年卷四六第二〇五頁のジュリアン・ハヌーのメロビス家の問題ジエローム・ジュニエによつて發見されたもの Julien Havet, *Questions merovingiennes*, et *Les diocésains de Jerome Vignier* ナーメトリヤ歴史研究會報告、紀元一八九九年卷二二、第一九三頁にあるエム・タンゲルのフルダの特殊問題 M. Tangl, *Die Fuldaer Privilegienfrage* ナー・ナウチの最古のラインハルズブルンの文書の偽作 A. Kuntze, *Die Fälschung den ältesten Reinhardsbanner Urkunden* Berlin 1888 (紀元一八八三年のメルリン發行の論文はこの書の只一部である) 宰相カスパー・バル・シニリツク Kasper Schlickの最大膽なる偽作についてはオーネストリヤ歴史研究會報告紀元一九〇一年卷二二第五一頁にあるエム・デボラツク M. Davotakの文を参照せよ。メホチヤの國立審門所の法規の偽作については、レオポルド・フォン・ランケの全集、紀元一八七八年、第五二卷第一一四頁を参照せよ。ベートル大帝の遺言狀については

史學雜誌紀元一八七九年卷五第三八五頁にあるハー・プレ斯拉ウの文を参照するを要する。

また部分的偽作、所謂文書の手入が原物並に寫に現れる。前者にあつては多少削除されてその代りに多少別なものを挿入し、或は削除なしに詞を追加し若くは書入れることが出来る、かゝることが正眞の文書にも現れるのであるから、それだけでは之が常に手入れの徴證にはならない。之はかの竄入の際に利用される大法則によつて判定されねばならない。寫にあつては、當然外的には見へないが、追加、削除並に變更が採用されるから、之も一般に竄入の論點の下に立つべきものである。

原物の削除の例はハー・フォン・ジーメル及びテオダール・シツケルの出版にかゝる皇帝文書の寫本の第四枚の第六表を参照せよ。——手入的方法的、教訓的な例はカロールス家の法皇への贈與狀であり、之についてはゲー・リヒテルのドイツ史の紀元 G. Richter, *Amnen der deutschen Geschichte* 第二部紀元一八八五年刊第六七四頁を参照せよ。その完全な文獻は史學雜誌紀元一八九三年第七〇卷、並に第三四卷第三八八頁にあるニー・ケールの紀元七七四年の所謂カロールス朝の贈與狀 M. Kehr, *Die sogenannte Karolingische Schenkung von 774* 近くはウエー・ケントラツハカの教會國の成立表 W. Gundlach, *Die Entstehung des Kirchenstaats u. s. w.* 1899 第二頁註釋(オー・キールケによつて出版されたドイツ國家及び國法史の研究第五九卷)ゲー・シニール及びゲー・ウルフイのフアンツィツヴァヤヌムの斷片 G. Schuler und O. Ulf, *Das Fragmenten Fautuzinnana* 1906 (ノライブルグ歴史研究の東の二)二三の教訓評論にも指らず、手入物は吾人には疑はれざるを得ないと思はれる。法王エロラウス二世の選擇令については、ニー・シニツフェルホイホルストのニコラウス二世による法王選舉新制 P. Scheller-Böckers, *Die Nennung der Papstwahl durch Nikolaus II* 1879 ナーメン會史學年鑑紀元

一八八〇年第一巻にあるハー・ゲラウニルトのニコラウメニ世の觀念 III. Gruenert, Das Dekret Nikolaus II. 及び同誌紀元一八九九年第二〇巻にある同人の法王選舉研究、クノナウのデー・マイヤーのハインリッヒ四世及び五世時代のマイツ帝國の年鑑 (H. Meyer von Knonau, Gahrbecher des deutschen Reiches unter Heinrich IV. und V. 1099 第一巻第六七八頁、及び紀元一九〇〇年刊卷三第六五三頁。オーストリア歴史研究會報告、紀元一九〇六年卷二十七第十一頁にあるニリウス・フォン・ブルックハルツングの紀元一〇五九年の法王選舉令 *Jahrb. v. Pflanz Hartung, Das Papstwahldekret des Jahres 1059* を参照するを要する。

(c) 形象的記録 この史料種類に行はれる變更は傳説の主觀的混惑の範圍に屬するもので、この範圍に於ては特有の僞作は非常に稀であり、且つ全然「製作物」の僞作の論點の下に置かるべきである。

ウイーンニ立科學會哲學、史學部會報告紀元一八九二年第一二七巻にあるエル・シニーステルのツアツペルトのウイーンの最古の設計 R. Schuster, *Zapfeers ältester Plan* は一例で、之には紀元十一—十二世紀のウイーンの位置設計は僞作であり、疑もなくその後問もなく古代ドイツ守歌を出版した人と同人である所謂ワリンドリス・ゲオルク・ツアツペルトの側の僞作であるといふことが方法的な、興味ある方法で證明されてゐる。——ペー・クラウウイッのベルリンの設計及び市境界の發達 R. Chauwitz, *Die Pforte von Forlin und die Entwicklung des Weichbildes 1603* エヌ・エム・エム・エム・シニエットの歴史地圖 J. M. P. Schmidt, *Historischem Atlas 1855* の中には所謂紀元一四五〇——一八〇〇年の間の時代のベルリン市設計なるものを勝手に工夫したものであることを示してゐる。

(d) 言語的記録 吾人はこゝに先づ非常に特有な、また最重要な現象を有する傳説 (Sagen) について取扱はねばならない。ここに傳説に對しては僞作と誤謬との區別が必要である。正眞な傳説はその特有な語意上ある歴史事件

或は記憶に基く物語であるが、之が時代の經過の間に語りつきにより、或は歌ひ添ひによつて變更され得るのである。之がどこまで史料として値せしめ得るかは第四章の第一節の所で研究することとする。こゝには詞の特有の意義に於ける僞作は問題になり得ない。かゝる傳説を考證せずして歴史事實として取り上げる場合、吾はかゝる史料について自己の「誤謬」を現すのである。故に吾人はかゝる場合についてはこの章の第二節に説明すべきである。同様に吾人が廣い意味で傳説に數へられてゐる所謂神話を歴史傳説と考ふるならば、自己の誤謬を現すものである。吾人は常に十分明瞭に正眞なる傳説の觀念に對して僞作された傳説の觀念を承知して置かねばならない。即ち僞作された傳説は假令それが歴史傳説であると稱するとも、何等實際の歴史事實或は關係及び何等の記憶を基礎として居らず、却て傳説のかゝる種類の内容は全然或は半ば工夫され、或は幾分引用されてゐるのである。之は多少意識的に、また故意になし得られるが、常にそれが實際然らざるに拘らず歴史傳説であるとして現されると、眞に不眞の傳説となる。その動機は如何はこの觀念には決定的でない。勿論吾人は傳説の全然意識された工夫及び引用に關する十分な例を有する。之が家族の虚榮、祖先の虚名、間違つた地方的愛國心、間違つた宗教心等による。實にその上に——而して考へられるよりも確かに屢々——或は惡戯から、或は利慾から、研究者或は好事家の疑問に對して、工夫された物語及傳説を呼び起すことは製作物の僞作と略類せるものがある。その著しい例としてはハー・リンクのグリーンランド内地について H. Rink, *Om Grönland Indland 1810* 第十四頁に昔この地を貫通し居つた海峡があつたといふグリーンランド傳説に關して述べてゐるものである。彼はこの傳説は大部分この地に關する歐州人の質問によつて呼び起されたと思はれると考へた。殊に市、國家、教會、僧院等の建設史は、その起源

を出来るだけ、遠い時代に遡らせ、出来るだけ貴い建設者に結びけんとする希望から生じた捏造によつて描かれてゐる。

偽作発見の方法によつて幾分明瞭な、同時に教訓的な意識的傳説偽作の有名な場合は、紀元一六二二年五月六日のウイムペンの戦に於いて四百人のボルツハイム人が英雄の死をとげた傳説である。このものの成立は家族の虚榮と地方的愛國心との珍しい混合に基くものである。近來この物語が考證的證明によつて検査されて見ると、この英雄的戦没について同時代、かくて、紀元一六二年或はその翌年に生じた報告の何等の痕跡をも発見されない。ウイムペンの戦に關する十分な報告が存在して居り、殊にボルツハイム人自身の日記が存在して居り——而して之がその同胞のかゝる行爲については何物をも語つてゐないので、之は非常に疑はしくなつた。幾分この爲に價値ありと思はれる一つの兎書がある。五月十一日のウイムペン戦を目撃した人の書翰に「白聯隊を率ゐた將軍ヘルムステツテルが最後の一人まで防戦した」と告げられて居り、かくて吾人はボルツハイム人がこの聯隊に屬して居つたことが判る。ことに吾人はこの言語的記録は當然之について最も近い關係を有つて居り、ボルツハイム其物に之に關する記憶が存してゐたと假定せざるを得ない。かくて之は正眞傳説と思はれる。然し吾人がこの假托の傳説の成立及び出現を更に精密に追究するとかゝる假定は成立しなくなる。何處で之が生じたかといふ重要な問題については例の如くこゝにも、吾人はその存在の第一の明白な痕跡を求むることによつて答へ得るのである。之が正眞傳説にあつては決して常にその成立時代の近くに存しないのであるが、捏造されたものにあつては一層然りである。而して吾人は只この方法によつてその物語の證明に關して多分らしい報告を得るのである。さて今この提出された傳説の存在の總ての痕跡を遡るとボルツハイム市民ミュンスト・ルドウイツヒ・ダイムリンク Ernst Ludwig Deinling の「ライム」の中にある之に關する最初の、同時に完全な物語に至るのである。このドラマは紀元一七八八年にカールスルーへに現れたものであるが、既にその少し以前に「四百人のボル

ツハイム人、或はウイムペンの戦、五幕の郷土悲劇、並にボルツハイムの歴史とこの事業の原因とを含む緒言」と題されて、十分稿本で知られてゐたものである。この書の中に作者はその成立歴史について報告し、自分の父が自分に屢々四百人のボルツハイム人の勇悍な死について詳細な状態を物語つてくれたのであるが、この大事業が自分に深い印象を與へ、自己のボルツハイム人たることを誇とするに至つた。然し自分が長い病氣で、閑散な時を得て、フランスの愛國的悲劇であるペロイ Bellot の「カレールの圍」を讀む機会がなかつたならば、之は全く忘れて終つてゐたに相違ない。自分はこのフランス人が頗ましくなつたので、ドイツ歴史からの題目として自分にすら殆んど忘れられてゐた四百人の偉業をドラマに作上げたのであるといふてある。ダイムリンクが常に自ら物語つてゐる如く、この作物は既に稿本としてカールスルーへの宮廷園内に送してゐた——故に間もなく紀元一七七〇年に現れたバーデンの歴史作物の中にこの傳説の最初の報告がある——而してバーデンのマルクグラーフは四百人の名譽の爲に紀念祭を営んだほど之が彼に氣に入つたのであるが、この際ボルツハイムからの代表者も必然出席したのである。この公式の承認以來この傳説が非常に迅速に歴史物の中に入り込んだ。吾人は今ダイムリンクの家族傳説がその物の唯一の證據であることを明にした。ダイムリンクの父が全ボルツハイムに於てかの英雄行爲を知つてゐた唯一の人であらねばならなかつたといふことは大自身不確實なことと思ふ。然して吾人はまたダイムリンクからして、かの四百人の指揮者は彼の曾祖父なる市長ベルトホルト・ダイムリンクであることを知るのである。かくてこの記憶が特にこの家族に存したとすれば納得されるか、どうか。實に只寧ろ正しくこの報告は不正であるといふことが現れて來る。明白にその紀元一六二二年にはボルツハイムにダイムリンクといふ市長は居らず、而してかのダイムリンクの曾祖父なるものは明白に紀元一六三四年か紀元一六三五年かに死んで居つて、決して紀元一六二二年のウイムペンの戦には死んで居らない。かくて特にこの家族に於ける傳説の不思議な保存を明瞭ならしむべき事實、この家族が先づ智識を持つて居らなければならぬ事實は捏造であることを示すものである。——之によつ

てこのダイムリンク家の言語的記録は信用に關する一切の要求を失ふたが、また之が四百人のボルツハイム人の傳説の唯一の證據である故に、吾人は之を全然ダイムリンクの長い間の病氣とその感傷的空想に歸すべき捏造として割棄せざるを得ない。ジールルの史學雜誌紀元一八七四年第三二卷第二三——四八頁にあるダウィッド・ユステナの四百人のボルツハイム人 David Coste, Die Vierhundert Vorzeimer を参照せよ。この傳説の總ての文獻は上ライオン歴史雜誌紀元一八七九年第三一卷第三六四頁にあるグメリンのウイムメン戦史に關する研究 Gmelin, Beiträge zur Geschichte der Schlacht bei Wimpfen に掲げられてゐる。近くはミン・ウエー・フライホルン・フォン・ゼトフルト E. W. Freiherrn von Dillenburg に於て集められ、カー・バルチ K. Jarchsch によつて出版された「三十年戦役の歴史的、政治的民謡集」 Die historisch-politischen Volkslieder der dreissigjährigen Krieg 1632 第六二頁の歌について、オー・マイジンゲルの四百人のボルツハイム人の英雄的戦死 (ブルゲマイホ・ツアイツング、紀元一九〇六年第一八六號の寄書は注目されるべきもので、彼はその歌の最後の二つの節にダイムリンクと四百人とが讀べられてゐるが、この二つの正真正なりやについてまことに正當な疑を示してゐる。然るにバルチは更に全篇の歌を疑しいものと見た。私のマイジンゲルに關する所説はニル・エルハルトの批評に資すべきである (L. Kunkhardt, Forschungen zur Brandenburger und preussischen Geschichte 1906))

傾向的な偽作的方法的に完成された證明を看する最近歴史の例は、ニー・デー・ボーンがアメリカ史學雜誌紀元一九〇一年卷六第二七六頁に書いてゐるマークス・フィットマンの傳説である。

吾人は傳説の意識的引用に關する例として、ワインスベルグ Weinberg の忠實な婦人の傳説を選ぶ。之は今日のウエルテンベルグ地方に於けるウエルツ家の城ワインスベルクがスタツフェル家の正コングラッド三世とその兄弟のフリードリッヒ公に依つて、紀元一一四〇年の終頃に包圍征服された際のことである。その守備兵が王及び王國に對する反逆として死刑を宣告された。然し王が總ての婦人にその肩に擔ひ得られただけのものを持って行くことを許すといふことで自由の退却を保證したと物語られてゐる。ところが此等の婦人は考へられた如くにその財物を持ち行かずして、此等のものを棄て、その代りに彼等の夫を運ぶ去つた。ソドリツヒ公は之は許さるべきでないと思へたが、王は婦人の許婚に感心して、「王が自分の詞を破るのは不都合である」と談つた。かくてこの物語は最初姓名の判らないケルン人の紀元史家が紀元一一七〇年、かくて事件の發生後三十年以上を過ぎて書いたものであると報告されてゐる。近い時代の人でワインスベルクの征服を物語つてゐる人は何人も更にかゝる降服條件について、また之と關係ある婦人の行爲について語つてゐない。さて勿論ケルン人の紀元史家は大概として可なり確實な記述家であるが、その史料に從屬して居り、またワインスベルク事件があつた時期については非常に確實とは見られない。(私のドイツ史に關する研究、紀元一八七五年刊、卷十五第二五一頁を比較せよ) 其外にも彼は時々小説的歴史を作つてゐる。(デー・ワイツのケルン王國年代記の問題、紀元一八八〇年刊を参照せよ) 吾人は第四章に於てかゝる状態の下にあつては事實が十分に信用せられないものとして考ふべきことを述べる考である。然しこれが爲にまだ決して不眞であるとはいへない。文字的の證據が此時まで欠けてはゐるもののその記憶は民族の口に保存し得られるからケルンの紀元史家は多分この記録によつて多少裝飾された傳説を知つて居つて、描いたものと考へられ得る。實際この假定に拘らず、この時代の、或はその後の南ドイツの史料にかゝる記録の或もの、即ち先づ南ドイツに活動してゐなければならぬ記録の或ものが現れないといふことは非常に不思議である。また一度刺戟された考證的思索にも拘らず、この事件の内的確實に對する疑問が吾人の中に昂るのである。勿論吾人は特有な降服條件については何等反逆することは出来ないことで、之はかの時代に於てはかゝる機會に明白に現るべき規定であり、

また吾人は婦人がそれを忠實に計略的に利用したことについても十分信用し得る。然し夫の運搬の實行や、實行の個細の事實は精密に考へて見ると少くとも疑しくなる。この歴史を物語る後の作者も之を無意識に感じて居つて、説明的な裝飾で補うと試み、或人は夫を有たない婦人はその友人を伴ふたこと、他のものはその小供を抱いたこと、第三者の他のものは夫が半は爪先で歩んで自分を軽くしたといふことを附言してゐる。かゝる裝飾は特に小説的物語に現れるもので、この場合通常多くの不明瞭、欠陥或は全然矛盾が生ずるので傳承、補充、調和の仕事の爲に想像を必要とするものである。然しラインスベルクの歴史に於てはかゝる肉體的欠陥が之を絶対に不信用に見せるほどに十分ではないが、實際之が考證的思索に新なる榮養を與へてゐるのである。さて他の歴々現れる小説的歴史の特徴がラインスベルクの傳説にも適中してゐる。種々なる時代のドイツ、フランス、イタリア、スウイスの總ての地方に於ける種々なる城及び市の攻撃に際し、その主要の筋途に多少の變化はあるにせよ、かゝる傳説が實に三十回以上も語られてゐる。吾人は移動傳説のかゝる現象については後に特別に取扱ふ積りであるから、こゝには只ラインスベルクの婦人の物語は勿論初めて世界文學に材料を供するものであることを示すに止むる。初回の物語の信用は當然直接にその小説が信じ難いほど度々反覆して物語られてゐることに關係ない。經驗上眞實な事件がかゝる方法で移動傳説となることが非常に稀である。之は通常かゝるものには想像力をして詩的な反覆物語に誘はしむるが如き寓話的或は小説的興味の内在してゐないからである。かくてかゝる状態は間接にラインスベルク傳説の空想的根源を語るものである。吾人はかく種々な論點から事件の眞實を疑ひ、また、その成立或はその作製の時々々の痕跡に應じて周圍を考ふる如くになり、終にその最初の物語人にして唯一の證人なるケルン人の紀年史家に積極的に捏造の痕を尋ねるに至る。紀元一六〇年このケルン人の生存時代にクレマの町がフリードリッヒ・バルバロッサによつて征服された。その降服の條約に既に述べた如く中古に於ては珍しい條件であるが、總てのものは只自分の肩に擔ひ得るだけの自分の財産を運び得るといふことで總ての住民の自由退却が許された。之は三人の同時代にあつて茲に獨立に報告されてゐる絶対に確實な事實である。この著しい事件は飢えきつた勇悍な人民の退却に際して現れた感動すべき光景によつて當時偉大なる印象を與へたに相違ない。イタリヤ、ドイツに於ける同時代の史家はこのことを活潑に物語つてゐる。その一人(オットー・モレナ *Otto Morona*) は退却者の複雑な感情を描き、皇帝自身が病人をつれて行くのを助ける爲に群衆の中に押入つたことを物語つてゐる。他の者(ブルハート・フォン・ウルスベルク *Burhard von Ursberg*) は「この不幸の全般の光景を讀者に示すならば、こゝに婦人はその財産よりもまだ歩き得ない自分の子供を伴ひ、夫は自分の病人の妻を、或は妻は非常なその貴いほど忠實な夫を運んだ」といふてゐる。之は多分かなりな修辭的な裝飾で特有の記述ではない。然しこの外の同時代人(ケルン人の紀年史家)は傳説的記述に斷然たる歩をとつて、「そこで婦人は皇帝の許を得て其財寶をすべて、その不具な夫を肩で運んだ」といふてゐる。之は傳説構成上に於ける修辭的裝飾の特殊の歩みである。實にこゝには姓名は分らないにせよ、之が或一定の人物の獨立經驗として物語られてゐるが、他の報告者には只各種の類似せる状態の下に於ける一般の出來事として描かれるからである。なほ注意すべきことは、作者自身は他の報告者の如くに總ての住民はどこまでも自由に退却し得たといふてゐるが、こゝには皇帝の許可について誤られてゐることである。何の爲にかの婦人が許可を必要としたか。男子の退却、かくて男子の運搬が許されなかつた場合、かゝる事は十分意義を有するも、作者の自身の報告によれば之は場合でなかつた。さてクレマの降服について物語つてゐる記者はラインスベルクの傳説を得てゐるかケルン人の紀年史家であると考へられる。ラインスベルクに關してはかの假定が正當となり、また物語の重要點となり、一人の婦人の代りに總ての婦人が現れる。吾人はかくて小説の工夫が吾人の前前に於ける如くケルン人の紀年史家の心の中に一歩一歩と進んで行くのを見る。彼にはクレマの征服に際してこの觀念とこの動機が生じた。事件はまだ世間に知られて居つたので、王が特に婦人に退却を許したことをのみを物語ることは出来なかつた。然し最早知られてゐない昔に起つたライ

スベルクの征服については、自分に動いた動機を大膽に完成し、彼の心にあつたスタウフエル家の王を讃美することが出来た。またこの傳説の確實がその證據不十分な爲に疑はるべき強い理由は、その動機がクレマ征服の最初にして唯一なる證人から借用されて、意識的にワインスベルクの征服に移されたのであるといふ積極的な證明である。歴史的補本第六の第三卷第十三頁にあるベルンハイムのワインスベルクの忠實な婦人の傳説を比較せよ。之には雜誌ゲルマニヤ、紀元一八八〇年第二五卷第二二六頁にガスター(Utzer)の研究したタルムド傳説があり、之は彼と類似の傾向を持つてゐるが、之には彼の主要動機を欠き、また全然二つの物語の間の連絡を發見し得ざるが故に、ワインスベルクの歴史の史料としては考へられない。ニル・ラウクスマンの詩人及び歌ひ手の口によるワインスベルク H. Jankmann, Weinsburg im Munde der Dichter und Sings, Weinsberg 1902 は材料に關する文献史を大成してゐる。——カー・ウニツレル K. Weiler はこの物語の正眞についてウルテンブルク郷土史季刊雜誌、紀元一九〇三年卷十二に深遠な文献知識を以て書いた論文を出してゐる。この試の積極的支持はケルンの大僧正がワインスベルクの前の陣營中に居つたことの證明である。こゝから勿論ケルンに於て、また同時にケルン人の紀年家が特にワインスベルクの事件を報告し得たと結論せられる譯である。然し只之によつて私が上に明かに認めた正眞な言語的傳説の可能が動かされるが、之によつてケルンの僧正が吾人に關する事件を報告したことは證明されず、而して之を證明し得る場合のみ、物語の事實は證明されるのである。こゝには只事件が存在しなかつた場合、僧正はワインスベルクに居つた處で何も報告し得ないことを主張するを要する。かくて僧正存在の證明にも拘らず、かの承認され、また今明白に承認され、可能性に對する上述の抗議は成立してゐる譯である。

然し傳説の捏造及び引用はいつも必らず意識的に、或は全く偽作の目的を以て行はれるものではない。寧ろ多くの場合無邪氣な空想の戲が不眞の傳説を作るものである。地方傳説の大多數は之に屬するもので、之はある地方の洋海之廣也風華之潛也、非我邦之所能知也。恭讓王賞元帥功賜衣服鞍馬銀錠、其後三十年之冬秘書監密陽先生敦之其諱者、奉使我邦、永堅隣好、爲二國之和親、權陽村爲序以色其行、又判事双雞先生聘于我邦僑居二歲、作詩感人心多矣、李瞻見其行錄爲之跋、皆是貴國千古之嘉話也、距今已過兩年、想夫螺山家之出自耶非耶、振古聘禮之泰多々載在國記、置而不言、近世人只聞鄭圃隱中高靈之誓專對、而未知密陽双鷄之鳴于兩國之間、方今螺山中學士之選、踰東鯉人之層瀾、歷西海道之艱難、而後風雲露宿馬背東往、漸達于江府、有命寓居一精舍、我偶逢之館伴人之宅、書一詩以代譯語時見之、謂嘗聞日東有我而慕其名久矣、卽報之以和章、數百唱和數篇、我兒輩亦屢贈慶酬以爲幸、不以爲僥、嗚呼若夫實爲元帥密陽双雞之後、則其繼先烈跨絕域之勳、

必不忝祖宗、以揚家聲而善鳴者在是行耶、然設使同姓異房亦何妨哉、然則密陽双雞不獲擅美于前代乎、又繼前韻欲使歌之、唯其聲音之有異同、是之懼而已、

春分考樂兮偶然欣逢螺山長、我老呆坐只見與阿我談、我有聲兮筆石舌、恰似有根之本有源之潭、李杜文酒欲細論、開元兩鳥翔翹々、六藝芳潤口痛手指搦、蘭可操兮香可含、我愛二程接聖統、四方兼則河之南、我嫌荆公立新例、青苗保馬失西成乎、竊覽熙寧苛政亦一秦、載悲楚戶三與漢章三、吾儕自効久好古、時勢世事不能諳、筆如鐵鏢、仁義爲田兮、隨俗短髮、若帽不資簪、居家穿跣乘几前、擊杖叩脛、何不慙、威武不屈大丈夫、浩氣控雷龍入腹間鐘、澆漓漏眼利末不務本兮參々乎、天子藉畝后妃蠶三葉、麗眉官避路、古來老馬嘶北風、春号考樂兮、相謂可惜不可忘、螺山詩賦客留別後、回首白雲豈遠覃、